



広島県社会福祉士会西支部研修（基礎研修Ⅰレポート対応研修）

(R3.9.25)

権利擁護・成年後見における実践

長里社会福祉士事務所

長里 早苗（社会福祉士）



〈内 容〉

- 【1】 独立型社会福祉士とは
 - (1) 独立型社会福祉士とは
 - (2) 長里社会福祉士事務所の業務内容

- 【2】 権利擁護・成年後見における実践
 - (1) 権利擁護とは
 - (2) 成年後見制度とは
 - (3) 実践事例報告

- 【3】 考察～日々の活動を振り返って



【1】独立型社会福祉士とは

(1) 独立型社会福祉士とは

○独立型社会福祉士とは、地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者であり、ソーシャルワークを実践するにあたって、職業倫理と十分な研修と経験を通して培われた高い専門性にもとづき、あらかじめ利用者と締結した契約に従って提供する相談援助の内容およびその質に対し責任を負い、相談援助の対価として直接的に、もしくは第三者から報酬を受ける者をいいます。

※日本社会福祉士会HPより抜粋

[独立型社会福祉士とは | 日本社会福祉士会 \(jacsw.or.jp\)](http://jacsw.or.jp)



○つまり・・・

特定の施設や組織に属さず、独立して事務所などを開業して
ソーシャルワークの活動を行う者、である。

形態) 個人事業主、企業（株式会社）、NPO法人等

活動) ①個人との契約によるもの、
②公的サービスや行政からの委託などによるもの、
③社会福祉法人・企業・学校等との契約によるもの
④ボランティアなもの



(2) 長里社会福祉士事務所の業務内容

○長里社会福祉士事務所の概要

開業－2008（H20）4.14

- ・日本社会福祉士会・独立型社会福祉士養成研修
（第一期）修了
- ・日本社会福祉士会独立型社会福祉士名簿登録

(2) 長里社会福祉士事務所の業務内容

○主な業務内容 ～スライド5の活動より

① 個人との契約によるもの

→福祉介護の総合相談（単発）、個別（継続）相談～

相談援助契約に基づくもの

任意代理・任意後見契約に基づくもの

(2) 長里社会福祉士事務所の業務内容

○主な業務内容 ～スライド5の活動より

- ② 公的サービスや行政からの委託などによるもの
→成年後見の受任（後見、保佐、補助、任意、
法人後見～業務執行者）

未成年後見の受任

市町村やサービス機関の研修の講師

広島人権擁護センターオンブズマン

- ③ 社会福祉法人・企業・学校などとの契約によるもの
→大学の非常勤講師



【2】 権利擁護・成年後見における実践



(1) 権利擁護とは



権利擁護のための諸制度（例）

- （１）成年後見制度
- （２）虐待防止法（高齢者、障害者等）
- （３）介護保険法
- （４）障害者総合支援法
- （５）日常生活自立支援事業
- （６）サービス評価、オンブズマン 等



【判断能力が不十分になりやすい方】

例：認知症、知的障害、精神障害の方など

【判断能力が不十分になると起こりやすい生活上の困難】

- ・適切な金銭管理ができない

例) お金をおろせない、支払いができない
通帳を何度もなくす 等

- ・適切な判断ができない

例) 悪徳商法にひっかかる、不要なものや同じものを
いくつも何度も買ってしまう 等

- ・必要なサービスの契約（解除）ができない

例) 自分に必要なサービス（利用や介護等）が利用
できない



【判断能力が不十分になると起こりやすい生活困難（つづき）】

- ・ 遺産相続、不動産の売却など重要な財産の手続き
が適切にできない 等

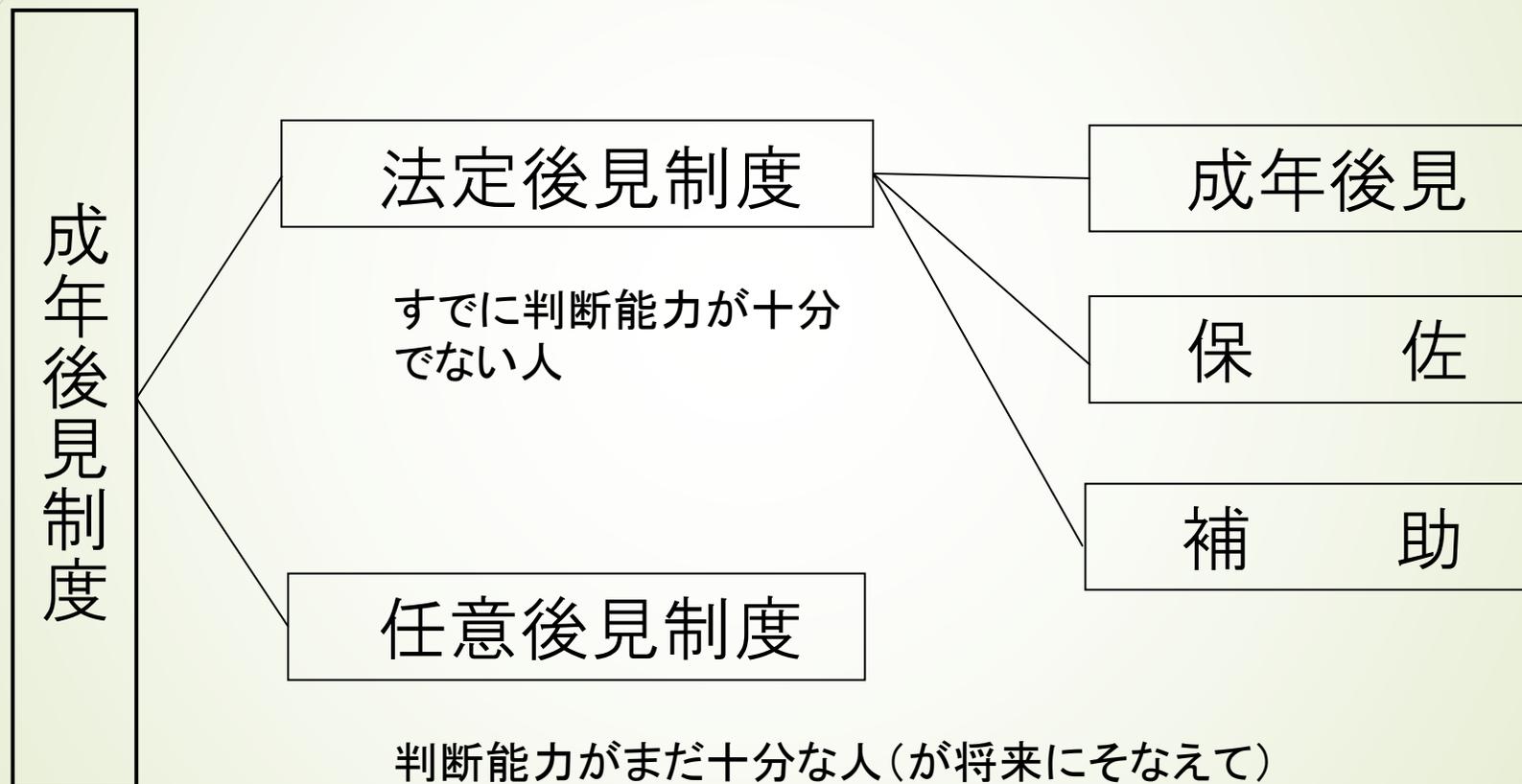


『適切な判断ができるよう助ける、あるいは本人に代わって
行う仕組みが必要』



(2) 成年後見制度とは

成年後見制度の特徴



〈成年後見人等の役割〉



- 成年後見人等の事務
- ・ 財産管理事務
 - ・ 身上監護事務
 - ・ 家庭裁判所への報告

〈法務省パンフレット参照〉

〈任意後見制度とは〉

※法定後見制度との違いを中心に

任意後見制度とは本人が元気なうちに、判断能力が不十分になったときの任意後見人を自分の意思で決めておく制度。

【概要】

- 誰が⇒ 本人が（十分な判断能力、契約能力のあるうちに）
- 誰と⇒ あらかじめ自分が選んでおいた人と
- 何を？⇒判断能力が低下した後の自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について
- どこで？⇒「公証人役場」で
- 何をしておく制度？⇒公正証書で「任意後見契約」を結んで、あらかじめ任意後見人と代理内容を決めておく制度。

〈任意後見制度とは〉

【任意後見契約を結ぶための費用】

公正証書作成の基本手数料	11,000円	
登記嘱託手数料	1,400円	
印紙代	4,000円	等

【任意後見人としての活動の時期】

- 本人の判断能力が低下し、監督人が家庭裁判所より選任された時点から（要申立）
- 何をしてもらえる？⇒任意後見契約で決めたこと
「のみ」
（例：財産管理、身上監護など）
※ただし「代理行為」のみ！

〈任意後見制度とは〉

【こんな方法も】

- ▶ 死後の事務も同時に契約しておく
- ▶ 任意代理委任契約（※）も同時に契約しておく
（＝移行型）
- ▶ 遺言書も同時に作成し、任意後見受任者を遺言執行者としておく

Q.途中で解約できるのか？⇒

Q.任意後見と法定後見どちらが優先？⇒

〈法定後見の受任までの流れ〉

都道府県社会福祉士会主催の成年後見人等養成研修受講



広島県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあひろしま
(以下ぱあとなあ) 名簿登録



家庭裁判所からぱあとなあへ推薦依頼



ぱあとなあより受任の打診、ぱあとなあの公募に応募、等



家庭裁判所から推薦



受任 (活動開始)

〈任意後見の受任までの流れ〉

※任意後見受任までの具体的内容は次の実践事例報告③で説明

広島県社会福祉士会ぱあとなあひろしま名簿登録



(個別相談)



任意後見契約準備－ぱあとなあへ締結前事前報告



～契約内容に不適切な項目はないか等確認

任意後見契約締結



ぱあとなあへ契約締結報告



活動開始 (見守りからスタート)



(3) 実践事例報告

事例紹介

【事例①～長期入院の精神障害の方の在宅復帰及び独居生活支援】

対象者－60代、女性、類型－補助

申立経過－本人、親族とともにPSWが申立準備

申立人－親族、申立理由－

経過①－入院中に申立、ぱあとなあに推薦依頼→選任

経過②－入院中：財産管理、身上監護、福祉サービス契約

施設入所中：財産管理、身上監護

在宅復帰へ向けての会議出席、

在宅復帰後の支援体制の確認 等

在宅：財産管理、身上監護、福祉サービス契約（代行含）、

入院契約 等

事例紹介

【事例②～障害者虐待対応事例】

対象者－30代、女性、類型－保佐

申立経過－虐待対応で行政、親族支援者（ケアマネジャー）、
支援者が会議→申立準備

申立人－本人、申立理由－

経過①－本人申立→ばあとなあに推薦依頼→選任

経過②－実家：財産管理、身上監護、各種契約



アパート（独居）：財産管理、身上監護、福祉
サービス契約 等

権利擁護－経済的虐待の解消、趣味活動への支援

事例紹介

【事例③～任意後見契約後の支援】

対象者－ 90代、女性

紹介先－ 介護サービス機関

相談者－ 本人、ケアマネジャー

契約までの経過－

本人と面談（制度説明）



個別相談契約



任意後見契約準備～契約内容、公証人役場相談等



任意後見契約締結

事例紹介

【事例③～任意後見契約後の支援（つづき）】

契約内容：任意後見契約、任意代理契約、死後事務契約

契約後の経過－見守り支援



身体状況悪化のため任意代理行為を行う



～代理人として活動

認知症発症のため任意後見監督人選任申立

～任意後見人として活動

本人死亡後

- ・死後事務契約により葬儀、埋葬、法要を行う
- ・相続人調査を行い相続人確定後、相続人に財産を引継ぎ、終了



【3】 考察～日々の活動を振り返って



【3】 考察～日々の活動を振り返って

日々の活動で感じていること、今後の活動について

○

○



参考文献、参考資料

➡ 法務省パンフレット

参照HP

➡ 日本社会福祉士会HP <https://jacsw.or.jp/csw>



☆☆ お疲れさまでした ☆☆